

日 時：令和6年3月27日（水）14:30～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：藤原委員長、小川委員、大島委員、浅井委員、清水委員、加藤委員、高村委員、  
小笠原委員、  
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、  
吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、梶田委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、藤原委員長にお願いいたします。

○藤原委員長 それでは、ただいまから、第278回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は七つあります。

まず、議題1「令和6年度個人情報保護委員会活動方針（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「令和6年度個人情報保護委員会活動方針（案）について」、御説明いたします。

資料1-1が概要資料、資料1-2が本体資料となっております。本日は資料1-1に沿って御説明いたしますが、適宜資料1-2の関係部分を御覧ください。

資料の1ページ目を御覧ください。冒頭に記載しておりますとおり、令和6年度個人情報保護委員会活動方針は、委員会が個人情報保護制度の司令塔として、個人情報保護制度に係る政策の総合調整や監視・監督の役割を適切に果たすことにより、個人の権利利益を保護し、ひいては国民の安心・安全が確保されるよう、委員会が取り組むべき活動について整理するとともに、国民から信頼される委員会を目指して、当該活動の方向性を広く国民に示すため、定めるものになります。

次に、令和6年度における委員会の取組の基本的な考え方について御説明いたします。

個人情報保護法関係については、官民一元的に個人情報の保護に関する制度を所管する機関として、国際的動向や情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等も踏まえ、必要に応じて個人情報等に関する国の政策の企画立案を行います。

また、国内外の事業者に対して適切かつ効果的・効率的な監督を行うとともに、行政機関等に対し積極的な調査を行い、効果的・効率的な監視を行います。さらに、事業者及び行政機関等に対し、安全管理措置等に関する周知広報に積極的に取り組んでまいります。

マイナンバー法関係については、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、適切かつ効果的・効率的な監視・監督を行うほか、必要に応じてガイドライン等を改正し、周知広報に積極的に取り組んでまいります。

国際協力については、個人情報保護及びプライバシーの分野において、信頼性のある自

由なデータ流通（DFFT）の推進及び具体化については委員会が中心となって取り組んでおりますところ、令和6年度も引き続き、排他的なアプローチには与せず、関係各国及び地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指します。

資料の2ページ目を御覧ください。次に、令和6年度における具体的な取組を御説明いたします。

個人情報保護法関係の具体的な取組につきまして、令和2年改正法の附則に基づくいわゆる3年ごと見直しにおきましては、関係団体や有識者等の幅広いステークホルダーの意見を聴きながら、必要な措置について検討を行うとともに、昨年4月に全面施行されました令和3年改正法につきましても、引き続き公的部門の各主体に対する助言や照会への回答、実務に即した研修の実施等を通じ、幅広い支援を行います。

監視・監督活動については、漏えい等事案の報告に対して、発生原因、再発防止策等の調査・分析を行い、機動的に必要な指導・助言、勧告等の法執行を行うほか、必要に応じて注意喚起等を行います。また、行政機関等に対しては、上記に加え、計画的な実地調査を行うほか、全ての行政機関等に対し施行状況調査を実施し、その概要を公表いたします。これらの調査を踏まえて、必要な場合には指導・助言、勧告等を行います。詳細につきましては、第275回個人情報保護委員会で御決定いただきました令和6年度の監視・監督方針を別添2としておりますので、御参照ください。

個人情報等の利活用としては、個人情報等の適正な利活用方法について積極的に情報発信し、個人の権利利益の保護の要請と事業者における個人情報等の利活用の要請の両立を図ります。

続いて、マイナンバー法関係の具体的な取組については、行政機関、独立行政法人等に対しては定期的な検査、地方公共団体等に対しては過去の漏えい等事案の有無等を分析した上で検査を行うほか、改正後の特定個人情報保護評価指針の円滑な施行のための評価実施機関への支援や独自利用事務の情報連携の活用促進のための様々な方策を講じます。

国際協力に関する具体的な取組については、概要資料記載の四つの柱に沿った取組を行いますが、より具体的な内容を資料1-2にございます別添1「個人情報保護委員会の国際戦略」を基に御説明いたします。

13ページ目を御覧ください。近年、個人情報を含むデータの安全かつ円滑な越境流通の重要性が更に増していることを踏まえ、委員会が中心となって進める国際的な取組に関する当面の戦略を国際戦略として明確化しました。

柱の一つ目は、個人情報を安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築です。DFFTの推進及び具体化のため、事業者が個人情報を安全かつ円滑に越境移転することを支援し、そのニーズ等に応じて複数の選択肢から最適な越境移転スキームを選ぶことができる国際環境の構築を推進します。

具体的には、我が国と実質的に同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有す

る関係各国及び地域との相互の円滑な個人データ移転枠組みである相互認証の更なる発展、国際的な企業認証制度の普及促進、グローバルなモデル契約条項の導入及び個人情報保護を取り巻くリスクへの対応の4点を優先的に推進してまいります。

柱の二つ目は、執行協力を含む関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び構築です。多国間及び地域間の協力関係においては、APPAフォーラムを主催するほか、他の国際フォーラムや民間団体主催の会合に積極的に参画し、関係各国との議論や情報交換を実施します。

また、二国間及び地域間の協力関係においては、英国とのMOCを参考にした関係各国及び地域との新たなMOCの締結、アジア太平洋地域を優先対象とした個別具体的な協力の可能性の追求を行います。

柱の三つ目は、国際動向の把握と情報発信です。関係各国及び地域の関係機関や専門家とのネットワークの構築及び発展を目指し、技術革新及び社会的課題等に関する情報又は問題意識について共有を図るとともに、収集した情報を広く発信し、国境を越えて活動する事業者が活用できるようにいたします。

最後に、柱の四つ目は、国際業務体制の基盤強化及び国際業務に従事する職員の人材育成です。柱の三つ目までで申し上げました国際戦略の実現に向け、人員の確保、海外への職員派遣を図ります。また、国際会議等において議論をリードできるファシリテーション力等の強化のため、人材育成も進めてまいります。

国際戦略に関する説明は以上となります。

こちらの国際戦略も委員会の活動方針と併せてお諮りし、御決定いただきたいと考えております。

それでは、資料1-1に戻りまして、2ページ目を御覧ください。

最後に、共通事項に関する具体的な取組につきまして、デジタル技術を活用した業務のDX化を推進し、国民等向けサービスの更なる充実化を図るなど、「総合的な案内所」としての体制の一層の整備に向けた取組を行ってまいります。

広報・啓発活動としましては、幅広い主体に対して積極的に情報発信を行うほか、行政機関等に対して個人情報の適正な取扱いのための研修等を実施いたします。

そのほか、人材の育成・確保としまして、専門的な外部研修への派遣等により多様な人材の育成を図ると同時に、令和7年度からの総合職採用に向けた取組を進めてまいります。

本活動方針案について御決定いただけましたら、委員会ホームページにて公表させていただきますと考えております。

御説明は以上でございます。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見があれば、お願いいたします。

大島委員。

○大島委員 御説明ありがとうございます。別添の形で取りまとめていただいた国際戦

略について一言申し上げたいと思います。

ただいまのお話のとおり、個人情報保護の分野におけるDFFTの推進・具体化は、当委員会がその中心となって取り組んでおります。「個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築」は、当委員会の国際戦略の大きな柱となっています。

DFFTの推進・具体化に当たっては、排他的なアプローチには与せず、各国・各地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指すこととしたいと考えます。また、その際は事業者のニーズを適切に勘案することが重要であることは言うまでもありません。

そうした中で、相互認証の枠組みの更なる発展は、最優先の課題の一つであります。日EU相互認証の共同レビュー終了に際して開催された昨年4月の日EU委員長、レンデルス委員の会談には私も同席させていただきましたが、官民一元化後の個人情報保護法の対象範囲と合わせるべく、充分性認定の範囲について学術研究分野及び公的部門への拡大に向けて協議することで双方が一致しております。

昨年12月に委員会が公表した「民間企業における個人データの越境移転、海外法規制対応に関する実態調査」においても、EUや英国の充分性認定の対象範囲拡大や相互認証の対象国の拡大の実現には大きな期待が寄せられていることが明確になっております。日EU間及び日英間の現行の相互認証において、充分性認定の対象範囲拡大を早期に実現することを目指していきたいと考えます。その上で、官民一元化後の個人情報保護法を対象とした相互認証対象国の拡大に向けた協議を進めていくことも重要と考えております。

以上です。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、浅井委員。

○浅井委員 ありがとうございます。私からも、ただいま活動方針案で示されました国際戦略についてコメントさせていただきます。

複数国・地域間の枠組み、また、二国間において協力関係を強化・構築していくことが大変重要であります。当委員会の取組やG7ラウンドテーブルの成果など、GPA、APPA、その他の国際会議において積極的に発信し、展開することは国際戦略の大きな柱の一つであります。

昨年は、当委員会が議長を務めました6月のG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合で採択された「生成AIに関する声明」が発端となり、その後、10月の世界プライバシー会議年次会合での「生成AIシステムに関する決議」の採択につながりました。私もそのGPA会合に出席をして、その経緯や背景を説明して、決議の採択を後押しできたと考えております。

本年後期においては、当委員会がAPPAフォーラムを主催することとなっております。この機会を捉えて、当委員会の取組の発信やG7ラウンドテーブルの成果の展開などを積極的

に行い、当委員会のアジア太平洋地域でのプレゼンスを更に向上させたいと考えます。

また、委員会として昨年10月に英国との間で個人情報に関する協力覚書（MOC）を初めて締結いたしました。今後、価値観を共有する国・地域との間で更に新たな締結を進めることは、二国間協力、関係の強化につながると思います。

これら様々な国際戦略の実現のため、委員会の国際業務体制の基盤強化と職員の人材育成も重要な課題であります。事務局において積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、最初ですので、今後の委員会について私からも一言申し上げたいと思います。委員長就任時に委員会のウェブサイトでの自己紹介にも一部書いたことと重複いたしますが、申し上げます。

本年は、当委員会の前身の特定個人情報保護委員会から数えると10年目の節目を迎えたこととなります。この間、平成27年改正法により個人情報保護委員会となり、民間部門に係る個人情報保護制度を所管することとなりました。さらに、令和3年改正法の施行により、公的部門に係る個人情報保護制度についても所管することとなりました。特に地方公共団体等については、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定し、令和5年度に施行が始まったばかりであります。

昨今、相次いで重大な事案が発生しており、委員会としてもより一層事案に適切に対処する役割を求められているわけです。

令和6年度においても委員会が個人情報保護制度の司令塔としての役割を果たせるよう、活動方針に沿ってしっかりと進めてまいりたいと思います。

以上、一言申し上げました。

それでは、ほかには特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「産業競争力強化法におけるグレーゾーン解消制度の照会案件について」、事務局から説明をお願いします。

(内容について一部非公表)

○事務局 承知いたしました。

産業競争力強化法におけるグレーゾーン解消制度に基づいて、当委員会、国家公安委員会及び経済産業大臣宛てに、新事業活動に関連する規定の適用の有無について照会がなされましたので、概要を御説明します。

まず、事業の概要です。新事業活動に係る事業の概要について御説明します。照会者A及び照会者Bは、電気事業法上の一般送配電事業者が保有する契約者情報と犯罪による収益の移転防止に関する法律、以下「犯収法」と呼びますが、犯収法上の特定事業者が保有する顧客情報との突合を行うことで特定事業者に口座開設を申し込んだ顧客の真贋確認と特定事業者における既存顧客の本人実在性確認を実施します。以下ではこれらのサービスについてそれぞれ「不正口座開設防止サービス」「継続的顧客管理サービス」と呼ぶことにします。これらの事業内容の詳細は、資料2-2、3のとおりです。

続いて、照会者が確認を求める内容について御説明します。照会者が確認を求める内容は、資料2-2の4の(2)に記載のとおりです。照会者は、特定事業者の委託先である照会者Aの実施する不正口座開設防止サービスの検証措置が犯収法第11条第4号に基づく犯収法施行規則第32条第1項第2号の定める取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析することに該当すること、また、特定事業者の委託先である照会者Aの実施する継続的顧客管理サービスの検証措置が犯収法第11条に定める当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置に該当することを前提にしています。

その上で、照会者は、各検証措置における特定事業者の委託先である照会者Aと一般送配電事業者間の個人データの提供が個人情報保護法第27条第1項第1号に定める法令に基づく場合に該当し、受電者本人の同意を得ることを要せずに提供が可能であることについて確認を求めています。

本照会に係るサービスについては、特定事業者の委託先である照会者Aによって照会内容のとおりを実施されることを前提とし、かつ、不正口座開設防止サービスの検証措置が犯収法施行規則第32条第1項第2号に規定する取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し及び分析することに、継続的顧客管理サービスの検証措置が犯収法第11条に規定する当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置に該当することを前提とすれば、各検証措置における特定事業者の委託先である照会者Aと一般送配電事業者間の個人データの提供が個人情報保護法第27条第1項第1号に定める法令に基づく場合に該当し、本件サービスにおける個人データの提供に当たっては、受電者本人の同意を取得する必要はないと解して差し支えないと考えられます。

ただいま御説明した内容について、本日、委員会として御了解いただけましたら、産業競争力強化法第7条第2項に基づき、当委員会の回答を照会者に行うとともに、同項に基づく公表を行いたいと考えております。

御説明は以上となります。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、本件は今後の委員会活動、あるいは個人情報保護制度にとっても重要だと思しますので、一言だけ簡単に申し上げます。事業者が本件のように新事業活動を行うに当たっては、事業の規模、個人データの性質及び量等に応じて、安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずることが大切だと思われまます。このことを一言申し上げておきたいと思ひます。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定し、産業競争力強化法第7条第2項に基づく回答及び同項に基づく公表に係る事務手続を進めることとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続をどうぞ進めてください。

○事務局 承知いたしました。

○藤原委員長 また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題は、議題の性質等を勘案し、配付の概要資料及び公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第委員会のホームページで公表し、それ以外の資料については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移りたいと思ひます。

議題3「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、御説明いたします。

資料3の大項目1「独自利用事務の情報連携とは」を御覧ください。独自利用事務とは、番号法第9条第2項の規定に基づき、条例を制定することで地方公共団体が個人番号を利用できる事務をいいます。また、番号法第19条第9号に基づき、独自利用事務のうち委員会規則第2条各項で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、他の行政機関等に特定個人情報の提供を求める情報連携を行うことが可能とされております。この独自利用事務の情報連携に係る届出について、委員会規則で定める要件を満たすものとして、現在1,306団体、1万188件の届出を委員会ウェブサイトで公表しております。

続いて、大項目2「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。この度、地方公共団体から提出されました令和6年10月から開始される情報連携に係る届出について、委員会規則で定める要件を満たすか確認いたしました。その結果、379団体から新規の届出が973件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が454件、事務の廃止等を行う中止の届出が26件の計1,453件の届出がございました。当該届出について、委員会規則第2条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第3条第3項等に基づき、内閣総

理大臣へ通知したいと考えております。

なお、今回の届出に係る内閣総理大臣通知後の届出の総数については、届出団体数が1,375団体、届出件数が1万1,135件となります。

御説明は以上でございます。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

加藤委員。

○加藤委員 御説明ありがとうございました。

独自利用事務の情報連携については、前年同時期に比べ約6.5倍となる1,453件の届出が地方公共団体から提出されました。届出があった事務としては、医療費助成に関するものが多くなっており、この傾向は来年度も継続することが考えられます。

情報連携を活用することで、住民は所得証明書や健康保険証といった添付書類を省略することができ、利便性が向上いたします。また、地方公共団体においても業務の効率化が期待できます。

今後も独自利用事務の情報連携がより一層活用されるよう、小規模団体も含め、積極的に活用を促していくとともに、引き続き地方公共団体の意向も踏まえて多くの届出を確認できる体制を整えて業務に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、内閣総理大臣に通知したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題4「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係個人情報保護委員会規則の整備に関する規則（案）等に関する意見募集について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係個人情報保護委員会規則の整備に関する規則(案)等に関する意見募集について」、御説明いたします。



本議題に関する資料は計3点でございます。資料4-1に基づき御説明しますので、具体的な改正内容については資料4-2、資料4-3を併せて御参照いただければと思います。

番号法等一部改正法は、公布の日から1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされているところ、同法の施行により番号法でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務についてもマイナンバーの利用を行うこと、番号法でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を行うこと等が可能となります。

これに伴い、個人情報保護委員会が所管する次の規則及び告示について所要の改正を行うため、意見募集を行いたいと考えております。改正の対象となる規則と告示は、2に記載しているとおり、特定個人情報保護評価に関するものとして特定個人情報保護評価に関する規則、告示である特定個人情報保護評価指針の2件を改正し、番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供、いわゆる独自利用事務の情報連携に関するものとして資料に記載の2件を改正したいと考えております。

最後に、施行期日について御説明いたします。施行については番号法等一部改正法の施行日である法の公布日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

また、重点項目評価書及び全項目評価書に係る規定については、改正住民基本台帳法の施行の日（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行する予定です。

本日、規則及び告示の改正案について御決定いただけましたら、速やかにパブリックコメントを開始したいと考えております。

御説明は以上となります。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見があれば、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においてはどうぞ所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題5「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する告示（案）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」

の一部を改正する告示（案）に関する意見募集について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題5について、事務局から御説明させていただきます。

先ほど議題4においても御説明させていただいたとおり、番号法等一部改正法の施行に伴い、当委員会の所管する告示である特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）について所要の改正を実施するため、これらの告示を改正する告示案について意見募集を実施したいと考えております。

なお、本議題の御説明においては特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）を「ガイドライン（事業者編）」、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）を「ガイドライン（行政機関等編）」と呼称させていただき、これらを合わせて「ガイドライン」と総称させていただきます。

本議題については、資料5-1に基づいて御説明いたします。

改正案の具体的な内容につきましては、ガイドライン（事業者編）については資料5-2、ガイドライン（行政機関等編）については資料5-3も併せて御参照いただければと思います。

まず、本改正案における主な改正事項は、資料5-1の表に示すとおり、4項目ございます。

1点目の改正事項は、資料5-1の表の1行目のとおり、番号法等一部改正法の施行により、番号法で個人番号の利用が認められている事務に準ずる事務についても個人番号の利用を行うこと、番号法で個人番号の利用が認められている事務について主務省令に規定することで、情報連携を行うこと等が可能となること及びこれらに伴って番号法において「準法定事務」等の用語が追加されること等に伴い、これらの改正事項をガイドラインに反映するための所要の改正を行うものになります。

2点目の改正事項は、資料5-1の表の2行目のとおり、議題4でも御説明させていただいた番号法等一部改正法の施行に伴い当委員会が所管する規則の改正が実施されるところ、同改正をガイドラインに反映するための所要の改正を行うものになります。

そして、番号法等一部改正法の施行に伴うこれらの所要の関係に加えて、資料5-1の表の3行目及び4行目にお示しする2項目についても改正を実施したいと考えております。

まず、資料5-1の表の3行目にお示しする「個人番号登録事務における紐付け誤り事案等を踏まえ、人的ミス発生の防止対策の強化を図る」改正ですが、これはガイドラインで定める番号法第12条に基づく安全管理措置に、人的ミス発生の防止に係る規定を追加するものです。具体的には、ガイドライン（行政機関等編）については資料5-3の33ページから34ページに記載するとおり、番号法第12条に基づく安全管理措置の具体的な内容について示す（別添1）のうち、本ガイドラインのほかに遵守することが前提となる関係法令、ガイドライン等について示す<sup>2</sup>の冒頭に、デジタル庁が策定した「マイナンバー利用

事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」等を遵守することを前提とする旨の記載を追加し、同34ページに記載するとおり、取扱規程の見直し等について規定している同2Bの「手法の例示」に、特定個人情報等の取扱いにおける人的ミスの発生を防止するため、特定個人情報の各管理段階における確認手順、作業手順等の具体的な手順について、取扱規程等において明確にしておくこと及び取扱規程等は、関係法令や制度所管省庁によるガイドライン等を踏まえて継続的に見直しを行うことが重要であるとの記載を追加しております。

加えて、同35ページに記載するとおり、同2Cの「組織的安全管理措置」の項目に、安全管理措置を講ずるための組織体制の整備に含める事項として、「特定個人情報等の取扱いにおける人的ミスの発生を防止するための確認体制の整備」を追加しております。

ガイドライン（事業者編）につきましても、一部を除き、同様の規定を追加しております。

次に、資料5-1の表の4行目にお示しする、「政府全体のデジタル原則に照らした規制の見直し方針を踏まえた改正」ですが、これは、デジタル技術を活用した方法による委託先の監査・調査等及び行政機関等における自主監査について、ガイドラインにおける規定の明確化を行うものです。具体的には、番号法第11条に基づく個人番号利用事務等の委託をした場合の委託先の監督について規定している資料5-3の17ページから19ページに記載するガイドライン（行政機関等編）の第4-2-(1)の1B及び資料5-2の8ページから10ページに記載するガイドライン（事業者編）の第4-2-(1)1Bについて、これまでも限定していなかった委託先の監査・調査等の方法について、注記を（注2）として追加し、監査・調査等の実効性が担保される限りにおいて、デジタル技術を活用した方法によることも可能であることを明確化しております。

また、ガイドライン（行政機関等編）については、資料5-3の35ページに記載するとおり、番号法第12条に基づく安全管理措置の具体的な内容について示す（別添1）の2Cの「組織的安全管理措置」の項目についても、これまでも限定していなかった特定個人情報等の取扱状況の把握のための自主監査の方法について注記を追加し、監査の実効性が担保される限りにおいて、デジタル技術を活用した方法によることも可能であることを明確化しております。

本改正案における主な改正事項についての御説明は以上となります。

最後に、施行期日でございますが、本議題に係るガイドラインを改正する告示は、資料5-1の下部に記載のとおり、番号法等一部改正法の施行日である、同法の公布日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

本日、ガイドラインを改正する告示案について御決定をいただきましたら、速やかにパブリックコメントを開始したいと考えております。

議題5についての御説明は以上となります。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。パブコメもよろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次の議題は、監督関係者以外の方は御退席を願います。

(監督関係者以外退室)

○藤原委員長 議題6「LINEヤフー株式会社に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」、事務局から説明をお願いします。

(内容について一部非公表)

○事務局 議題6は、LINEヤフー株式会社（以下「LY社」という。）において発生した2件の事案について説明いたします。

まず、一つ目の「LINEに関する個人データの漏えい等が生じた事案について」です。

「事案の概要等」は、令和5年8月10日及び同月24日に、LY社の業務委託先の韓国企業であるセキュリティ保守会社A社の従業員のPCがマルウェアに感染したことが契機となり、9月14日から10月27日の間、LY社が不正アクセスを受け、個人データが漏えいしたものです。

本件事案により、漏えい(漏えいのおそれを含む)した個人データは約52万人分であり、その内訳は公表資料別紙1の1ページの表のとおりです。

次に、「事実関係」についてです。本件事案では、複数の情報システムが不正アクセスを受けました。個人データが漏えい等した情報システムはLY社のデータセンター(日本)に所在するものとNAVER Cloud社(以下「NC社」という。)のデータセンター(韓国)に所在するものがあり、具体的なシステム名称と漏えい人数の内訳は公表資料別紙1の2ページの表のとおりです。

各社の関係性について、LY社はNC社との間でITサービス利用等に関する業務委託契約を締結しており、NC社はLINEに関するサーバ、ソフトウェア等の開発及び運用保守を実施し、LY社は、NC社のデータセンターに所在するシステム及びLY社とNC社の両方のデータセンターに所在する共通認証基盤システムを利用しておりました。

なお、LY社はNC社に対して本件個人データの取扱いに係る委託は行っていないと整理し

ております。

LY社は、A社との間でセキュリティに係るメンテナンス業務委託契約を締結しており、A社はLY社のウイルス対策管理サーバの保守業務を行ってまいりました。また、NC社もA社との間で、セキュリティに係るメンテナンス業務委託契約を締結しており、A社はNC社のウイルス対策管理サーバの保守業務を行ってまいりました。

なお、LY社はA社に対して本件個人データの取扱いに係る委託は行っていないと整理しております。

不正アクセス及び漏えいに至った経緯について説明いたします。まず、A社への不正アクセスが令和5年8月10日及び同月24日に発生し、マルウェア感染により攻撃者がA社PCを遠隔操作できる状態となりました。その後、攻撃者はA社PCを悪用し、後述のように、NC社データセンター及びLY社データセンターに所在するシステムに対し、立て続けに不正アクセスを行いました。

まず、NC社への不正アクセスです。令和5年9月14日、A社によるNC社のウイルス対策管理サーバの定期点検作業によるリモート接続をきっかけとし、攻撃者は遠隔操作の手法を用いてNC社の管理者PCとウイルス対策管理サーバをマルウェアに感染させました。

その後、攻撃者は令和5年9月18日から同月26日にかけてNC社のウイルス対策管理サーバを踏み台として、同社の認証基盤システムに不正アクセスし、他のシステムへアクセスするためのLY社従業員のID・パスワードのハッシュ値を不正に入手しました。

さらに、LY社への不正アクセスとして、攻撃者は令和5年9月14日、NC社のネットワークを介して、LY社のデータセンターに所在するウイルス対策管理サーバへ不正アクセスし、LY社の従業員情報に関する個人データを不正に取得しました。

さらに、令和5年9月27日以降、攻撃者はLY社の認証基盤システム、データ分析システム、ソースコード管理システム、社内文書管理システム、社内コミュニケーション等に係るシステム及び共通認証基盤システムへ不正アクセスし、LINEユーザーの個人データや、LY社の取引先情報及び従業員情報に関する個人データを不正に取得しました。

次に、「問題の所在一本件事案の特性」です。本件事案は、セキュリティ保守業者A社への不正アクセスに端を発し、NC社を踏み台としたサイバー攻撃であり、LY社のサプライチェーンが侵入経路となった不正アクセスです。LY社は、個人データの所在場所を問わず、業務委託先との接続を含めたサプライチェーン全体について、安全管理措置を講ずる必要があったところ、不正アクセス及び漏えいに至った事実関係に鑑みると、以下の二つの点が不正アクセスの原因となっていると考えられます。

1点目は、「NC社データセンターとLY社データセンターとのネットワーク接続」です。NC社を含むNAVERグループの従業員とLY社のうちLINEの開発・運営に関わる従業員は、社内業務のための認証基盤システムを共同で利用してまいりました。この共通認証基盤システムは、もともとNAVER CORP. がグループ会社の従業員情報や組織情報を一元化することを目的として導入したものであり、NAVER CORP. の日本法人がLINEを開発したという経緯があ

ることから、旧LINE株式会社（以下「旧L社」という。）の従業者は、共通認証基盤システムを利用しておりました。共通認証基盤システムを共同利用していたことに起因し、NC社のデータセンターとLY社のデータセンターとの間はネットワーク接続が不可避であったこと及びNC社とLY社は同じグループ会社として様々な業務を協業していた経緯から、NC社に対してはLY社のシステムへの広範なアクセスが許容されておりました。

本件では、共通認証基盤システムからLY社の従業者の個人データが漏えいしており、さらに、同システムを足がかりとしてLY社のデータセンターへ攻撃者の侵入がなされたところ、LY社とNC社との間で業務上必要な通信のみを許容するよう適切に制御していれば、攻撃者によるLY社への侵入を防止できた可能性があると考えます。

2点目は、「重要度の高い情報システムへのアクセス管理」です。LY社では、本件事案で不正アクセスの被害がなかったLINEのアカウント情報、メッセージ等を管理するサーバについては、重要度が高い個人データを管理する情報システムであると認識し、当委員会の令和3年の指導を踏まえた再発防止策として、かかるサーバへのアクセスには多要素認証を導入しておりました。

他方、本件で不正アクセスがなされたデータ分析システムについては、LINEのユーザー情報が保管されているにもかかわらず、ID・パスワードのみでの認証方式を採用しておりました。仮に、データ分析システム等に、攻撃者がLY社の従業者になりすましたログインを防止するような強度の高い認証方式を導入していれば、攻撃者がID・パスワードを利用したとしても、更なる侵入には至らなかった可能性があります。

次に、「旧L社に対して当委員会が行った令和3年の指導について」振り返ります。LY社の前身である旧L社がシステム開発を再委託していた中国子会社において、LINEユーザーに関する個人情報に、エンジニア4名が計35回のアクセスを行っていた事実関係が認められ、当委員会は、令和3年4月23日、旧L社に対し、委託先における個人データの取扱いに関して適切な監督等を実施するよう指導を行いました（以下「令和3年行政指導」という。）。旧L社は、令和3年行政指導に対して、委託先の監督及びアクセス管理の強化のため、再発防止策を講ずることとしました。

令和3年行政指導と本件事案との関連性ですが、まず、委託先の監督について、LY社は、NC社及びA社に対し本件個人データの取扱いを委託していなかったため、NC社及びA社は個人データの取扱いがある委託先として管理されておらず、定期的な実地監査等の委託先に対する監督は行っておりませんでした。

また、多要素認証の導入について、旧L社は、令和3年行政指導を受け、外部と接続するVPN機器等とLINEメッセージ等の秘匿性の高い個人データにアクセス可能なシステムには、優先的に多要素認証を導入しました。しかし、データ分析システム等については多要素認証導入の検討もされないまま、未導入のままとなっております。

本件事案における「個人情報保護法上の問題点」について説明します。

まず、技術的安全管理措置の不備についてです。本件攻撃者によるNC社からLY社への接

続方法は、通常の業務として想定されている接続方法とは異なるものであったにもかかわらず、NC社とLY社とのネットワーク間において導入・運用している侵入検知システムは、不正アクセスを防止及び検知することができませんでした。これはLY社がNC社に対し、LY社のネットワーク及び社内システムへの広範なアクセスを許容していたにもかかわらず、サーバ、ネットワーク及び社内システムを保護するための十分な措置を講じておらず、特定のポートに係る通信をブロックするのみで、それ以外の通信は広く許容されていたことが一因であったものと認められます。

LY社が、このような広範なネットワーク接続によるリスクを理解し、真に必要な通信のみを許容し、その他のアクセスを認めない仕組み等の措置をとっていれば、不正アクセスを防止又は検知できた可能性があります。

以上から、LY社においては、技術的安全管理措置のうち、アクセス制御に不備が認められます。

次に、組織的安全管理措置の不備の一つ目、「個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の評価、見直し及び改善について」です。LINEは現NAVER CORP.の日本法人であるNHN JAPANが開始したサービスであり、その後の商号変更を経て旧L社が引き続き運営しました。旧L社は当時、親会社であったNAVERグループから技術面及びインフラ面の支援を受けながら事業運営を行ってきました。そのような沿革から、LY社はインフラの構築及び運營業務をNC社に任せ、NAVERグループと共同利用する共通認証基盤システムやNC社が提供するシステムを利用し続けてきました。

LY社は、個人データの取扱いに関し、自らの判断でガイドラインに即した安全管理措置を講じなければならないところ、NC社との共通認証基盤システムやNC社との広範なネットワーク接続を許容するネットワーク構成の利用を継続してきました。また、LY社はNC社に対して本件個人データの取扱いの委託は行っていないと整理してきたため、実際にNC社に対して自らの安全管理措置と同等の措置が講じられるよう監督を行うことはなく、結果としてNC社に業務委託し構築させたシステムが侵入経路及び漏えい原因になり、本件個人データが漏えいしました。

すなわち、LY社はその安全管理措置のために必要かつ適切な措置を講ずる責任の所在と手段の検討及び把握が曖昧なまま、ユーザーの個人データを含む大量の個人データを取り扱っていたものです。

以上から、個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の評価、見直し及び改善に問題があると言わざるを得ません。

また、LY社は、令和3年行政指導に対し、重要度の高い個人データにアクセス可能な権限へのログインには多要素認証を導入することとしておりましたが、本件事案で不正アクセスを受けたデータ分析システム等において保管されているユーザーの情報の機微性が、他のシステムと比較して相対的に低いと判断し、多要素認証の導入を見送ってきました。

しかしながら、データ分析システムに保管されている個人データは、ユーザーのLINE各

種サービスの利用履歴といった、個人のプライバシーに関するデータであり、本人の権利利益の保護の観点からは機微性の低い情報と分類することはできません。

そもそもLY社においてはNC社との共通認証基盤システムの利用やNC社との広範なネットワーク接続という点で、安全管理措置に関わる特殊性が存在していたのですから、これらに起因するリスクを適切に評価し、ユーザーのサービス利用履歴等の個人データについても、多要素認証の導入を積極的に判断すべきでありました。

以上から、LY社においては、令和3年行政指導後の安全管理措置の評価、見直し及び改善が十分でなかったものと認められます。

次に、組織的安全管理措置の不備の二つ目、「漏えい等事案に対応する体制の整備について」です。本件では、不正アクセスの原因や侵害範囲等の全容を明らかにするに当たっては、A社PC及びサーバを調査し、また、NC社に構築及び運営を業務委託するシステムのアクセスログを調査する必要性がありました。

LY社は事実関係の調査及び原因究明については、NC社やNAVERグループに頼らざるを得ない状況であり、LY社が本件事案の全容を把握するために約3か月半という時間を要しました。

このように、LY社は、自社の漏えい等事態に関する事実関係の調査及び原因の究明が速やかになされなかったものであり、漏えい等事案に対応する体制の整備の観点からも不備が認められます。

続いて、組織的安全管理措置の不備の三つ目、「組織体制の整備等について」です。

LY社においては、令和3年行政指導後も、他社との広範なネットワーク接続を継続しているにもかかわらず、アクセス制御等の技術的安全管理措置が講じられていなかったこと、個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の評価、見直し及び改善に問題が認められること、漏えい等事案への対応を速やかに行うことができなかったことから、その組織体制が十分に機能していたとは言い難いものです。

令和5年10月に経営統合が行われ、事業規模が拡大し、今後とも大量かつ重要度の高い個人データの取扱いが想定される場所、その取扱いに万全を期すために、個人データの取扱いに関する責任者（DPO等）が中心となって、安全管理措置が徹底される組織体制を整備し、その実効性のある運用の確保に注力すべきであります。

最後に、「当委員会の対応」について説明します。本件事案は約9,600万人もの日本のユーザーを抱えるLINEにおいて、約52万人分の個人データが不正アクセスにより漏えいした事案です。

また、漏えいした個人データの中には、ユーザーのLINE各種サービスの利用履歴に関する個人データが含まれており、それらは、マーケティング等の経済活動において有用性が高い一方、個人の行動範囲、経済状況、趣味、嗜好等のプライバシーに関するデータであるため、不適正に取り扱われた場合、本人の権利利益に対する重大な侵害につながるリスクがあります。



LY社は、自らの判断でガイドラインに則した安全管理措置を講じなければならないところ、NC社との共通認証基盤システムやNC社との広範なネットワーク接続を許容するネットワーク構成の利用を継続し、令和3年行政指導後も、安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる責任の所在と手段の検討及び把握が曖昧なまま、ユーザー情報を含む大量の個人データを取り扱っていました。

LY社は、このようなリスクや課題を認識すべきであったにもかかわらず、共通認証基盤システムの共同利用や、NC社に対する重要なシステムの構築及び運営の業務委託を継続してきたものであり、個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の評価、見直し及び改善に問題があり、組織的安全管理措置の不備が認められます。

また、LY社は、技術的安全管理措置（アクセス制御）の不備について、本件事案発生後、NC社とLY社間のネットワーク接続にファイアウォールを導入するとともに、アクセスコントロールリストの適用により、必要なアクセスのみを許容するという一定の措置を講ずることとしております。

しかしながら、本件において、侵入検知システムが不十分であり、適切なアクセス制御がなされていなかった点は、LY社がNC社との間で、従業員アカウントの認証情報を共有しており、NC社に対し、LY社のネットワーク及び社内システムへの広範なアクセスを許容していたという組織的安全管理措置の不備に起因するものでありました。

LY社は、NC社とのシステム及びネットワークの分離を目指しているものの、現状、根本的な対策については時間を要するとしています。令和3年行政指導後に再び本件漏えい等事案が発生し、また、LY社が多数のユーザーを含む個人データの取扱いを今後も継続していくことからすると、この状態を放置しておくことは、個人の権利利益を侵害するおそれが高いものです。

このような事案の重大性、影響を受けた個人データ等の性質及び量を考慮した上で、適切な権限行使を行う必要があることから、個人情報保護法第148条第1項の規定により、同法第23条の規定違反（組織的安全管理措置の不備）を是正するために必要な措置としてNC社との共通認証基盤システムの利用、NC社との広範なネットワーク接続を許容するネットワーク構成、重要度の高い個人データを保管する情報システムに対するアクセス者の識別と認証の方式に関するリスクや課題を適切に把握するため、安全管理措置が徹底される組織体制を整備し、また、漏えい等事案に対応する体制の整備並びに安全管理措置の評価、見直し及び改善を行うよう勧告すべきと考えます。

また、LY社に対し、個人情報保護法第146条第1項の規定により、勧告に対する改善状況について、令和6年4月26日までに初回の報告を求め、以降、同年6月28日、同年9月30日、同年12月27日及び令和7年3月31日までに報告等を求めることとしたいと考えます。

続いて、二つ目の「LY社のユーザー識別子であるGUIDの漏えいのおそれが生じた事案について」です。

「事案の概要等」は、LY社が運営する「ヤフオク！」（以下「ヤフオク」という。）の

特定の商品ページ等において、令和3年5月24日から令和5年8月5日までの間、HTMLソースコード内に当該商品の出品者のGUID（LY社の社内識別子）が表示される仕様となっていたことにより、第三者から閲覧できる状態にあり、個人情報の漏えいが発生したおそれのある事態が発生しました。GUIDが表示されていた出品者の数は2,521,909人で、そのうち当該商品ページへのアクセスがあったものは2,389,401人でありました。また、この発覚を受け、LY社で自主点検を実施した結果、以下二つの事象が発覚しました。

一つ目は、LY社が定める参加基準を満たしたヤフオク出品者は、自らが管理するページ上に出品した商品の画像を掲載することが可能であるところ、令和2年3月29日から令和5年9月27日のまで間、掲載した画像のURLに、当該出品者のGUIDが表示される仕様となっており、対象の出品者数は4,402人でした。

二つ目は、令和元年9月26日から令和5年9月7日までの間、ヤフオクの商品を落札するための画面において、ブラウザ付随の開発者用検証ツールを実行すると、当該商品の出品者のGUIDが表示される仕様となっており、対象の出品者数は9,747人でした。

なお、LY社においては、Yahoo! JAPANのサービスを利用するためにYahoo! JAPANのアカウントを取得し利用している者の属性情報やサービス利用履歴情報をGUIDに紐付けて管理しており、GUIDは個人データに該当します。

続けて、「個人情報保護法上の問題点」についてです。本件は、GUIDがHTMLソースコード、画像表示ページのURL、開発者用検証ツールにおいて公開される状態となっており、適切なアクセス制御が行われていなかったものであり、技術的安全管理措置（アクセス制御）に不備が認められます。

次に、「LY社が実施済み又は実施予定の再発防止策」については、ウェブページ上でGUIDを表示しないよう仕様変更を実施し、データ取扱ガイドライン等の周知徹底を行うとともに、長期的に講ずる措置として、サーバ上でGUIDを取り扱わないシステム改修を令和7年11月頃までに完了させる予定であります。

当委員会の対応としましては、LY社に対しては、安全管理措置に関して問題点が認められたため、個人情報保護法第147条の規定による指導を行うこととしたいと考えております。

最後に、事案の公表についてお諮りいたします。本件は、国民の多数がユーザーとして利用するLINE及びヤフオクにおいて多くの個人データが漏えい等した事案であり、重大事案であります。社会的影響及び関心の高いことから、資料6-1、6-2、6-3、6-4の範囲で公表することとしたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

それでは、浅井委員。

○浅井委員 御説明ありがとうございます。今回のLY社の個人データの漏えい事案につ

いてコメントさせていただきます。

今回、勧告という行政上の対応を行うのは当然だと考えております。LY社は、旧ヤフー社との経営統合をはじめ、他社との協業を経営上のメリットと考え、数多くの他社との連携により市場開拓を行っていますが、安全管理措置という点では弱点となっているのではないのでしょうか。事業拡大のための他社との連携、一体性確保だけでなく、自社のサービス、システムの特性に応じた安全管理措置のため、きめ細かく緻密な体制構築を検討してほしいと考えます。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、大島委員、お願いします。

○大島委員 ありがとうございます。

御説明いただきましたけれども、LY社は韓国のNAVER CORP. と資本関係にあり、あるいはLY社のホームページを見ましても、グローバルなデータガバナンスに関する特別委員会なる言葉が出てきています。もとより、LINEについては海外のユーザーも多いと思います。したがって、他国のDPA（データ保護当局）も注目しているのではないかと推測される場所でもあります。どうか各国の動きも注視していただきたいと思います。

以上です。

○藤原委員長 ありがとうございます。

それでは、小川委員、お願いします。

○小川委員 本件について二つほど意見を申し上げたいと思います。

一つ目は、LINEに関する個人データ漏えい等事案です。この事案については、社内向けシステムや運用保守業務が、個人情報の保護や情報セキュリティの確保という観点で軽視されているのではないかと思います。社内向けのシステムや業務は、収益に直結する顧客ユーザー向けのシステムや業務と違って、コスト削減の対象になりやすく、外部への委託を行うことも多いので、安全管理措置が手薄になっているのではないかとということが根底にあるのではないかと思います。

今後、運用保守業務を含む社内向けシステム等の安全管理措置の評価・見直しを行って、改善を図っていただきたいと思います。

二つ目は、GUIDの漏えいのおそれ事案です。この事案で漏えいしたおそれのあるユーザーの社内識別子はLY社の様々なサービスの利用と紐付いておりまして、他社サービスとの連携でも活用されている、極めて重要度の高い個人データだと思います。その意味で厳正な対処が必要だと思います。

以上です。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、清水委員、お願いします。

○清水委員 LINEに関する個人データの漏えい等事案において、攻撃対象となりましたデータ分析システム等におきましては、多要素認証が導入されておりませんでした。一方、令和3年行政指導時には、旧L社は、行政指導に対する対応として重要度の高い個人データにアクセス可能な権限のログインには多要素認証を導入するとしていました。

しかしながら、今回の事案を受けて事務局が当時の対応について確認したところ、個人データに関して、重要性の判断基準の基礎となるリスク評価に関して、その意思決定のプロセスに経営陣が関与した証跡が残っていないということが判明しました。

行政指導に対してどのような対応を取るのかは、会社にとっては重要な経営上の意思決定と言えます。リスク評価も踏まえた対応は、少なくとも取締役会等の然るべき機関で審議あるいは報告され、文書化されるべきと考えます。

LY社に限らず、行政指導を受けた各社におかれましては、指導への対応は経営陣の関与とそれに係る文書化を行っていただくことが必要であるということを再確認していただきたいと思います。

以上です。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事案の重要性に鑑みて、私からも一言申し上げたいと思います。LINEは、先ほどの説明にありましたように約9,600万人もの日本ユーザーに利用され、アプリを通じた公共サービスも広く提供されており、言わば我が国のコミュニケーションツールの基盤となっているものとも言えるわけです。こうした中、今回の漏えい事案は約52万人の個人データの漏えい等が生じた重大事案でありまして、国民が本サービスの利用について不安を抱くきっかけとなり得るものではないかと思えます。

当委員会は、LY社に対して、個人情報保護法に基づく勧告を行うものでありますが、その理由としては、今回の事案の重大性に加えて、令和3年行政指導後の現時点においても同社の組織的安全管理措置に違反が発生しており、このような状態を放置しておくことが個人の権利利益を侵害するおそれが高いと判断したからであります。

LY社においては、今回、当委員会が指摘した問題点を経営上の重大事項として重く受け止め、根本的な対策を含め、再発防止策を可能な限り早期に実行することが重要であり、全社総力を尽くし、ユーザーの信頼を回復できるよう真摯に対応していただきたいと考えるものであります。

それでは、修正の御意見は特にないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分

を、準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については、公表しないこととしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本議題はここまでで、次は議題7「監視・監督について」、事務局から説明をお願いします。

(内容について非公表)

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。